別添55　前照灯洗浄器の技術基準
1.～別紙１　2.1.1.　（略）
2.1.2.　プラスチック材料製外側レンズ付き前照灯の場合
前照灯に塗布する水と汚染剤との混合物の組成は次の通りとする。
粒子の大きさが０～100μmの珪砂：
重量比で９
粒子の大きさが０～100μmの植物性炭素塵（ビーチウッドから生成されたもの）：
重量比で１
NaCMC：
重量比で0.2
塩化ナトリウム（純度99％）：
重量比で５
伝導率1mS／m以下の蒸留水：
重量比で13
及び表面作用剤：
２±１滴
2.1.3.～4.6.　（略）
別添58　車幅灯の技術基準
1.～4.1.1.3.1.　（略）
4.1.1.3.2.　いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する車幅灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4.1.1.3.3.～別紙２　（略）
別添59　前部上側端灯の技術基準
1.～4.1.1.3.1.　（略）
4.1.1.3.2.　いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する前部上側端灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4.1.1.3.3.～別紙２　（略）
別添60　前部反射器の技術基準
1.～別紙３　（略）
別紙４　色度特性の判定方法
1.～1.2.　（略）
2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。
3.　（略）
別紙５～別紙11　（略）

別添55　前照灯洗浄器の技術基準
1.～別紙１　2.1.1.　（略）
2.1.2　プラスチック材料製外側レンズ付き前照灯の場合
前照灯に塗布する水と汚染剤との混合物の組成は次の通りとする。
粒子の大きさが０～100μmの珪砂：
重量比で９
粒子の大きさが０～100μmの植物性炭素塵（ビーチウッドから生成されたもの）：
重量比で１
NaCMC：
重量比で0.2
塩化ナトリウム（純度99％）：
重量比で５
伝導率1μS／m以下の蒸留水：
重量比で13
及び表面作用剤：
重量比で２±１
2.1.3.～4.6.　（略）
別添58　車幅灯の技術基準
1.～4.1.1.3.1.　（略）
4.1.1.3.2.　いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する車幅灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小50％以上となれば、この限りでない。
4.1.1.3.3.～別紙２　（略）
別添59　前部上側端灯の技術基準
1.～4.1.1.3.1.　（略）
4.1.1.3.2.　いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する前部上側端灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4.1.1.3.3.～別紙２　（略）
別添60　前部反射器の技術基準
1.～別紙３　（略）
別紙４　色度特性の判定方法
1.～1.2.　（略）
2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。
3.　（略）
別紙５～別紙11　（略）

第明治三十二種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日